

加入申込受付中 平成27年度交通災害共済

福井県市町交通災害共済は、県内16市町(福井市除く)が共同で行っている共済です。共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済です。家族そろっての加入をお勧めします。

○共済期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

※中途加入の場合は、掛金納入の日から

○共済掛金 1人年額500円(中途加入の場合も同額) ※加入は1人1口

○加入資格 加入申し込み時に南越前町に住民登録をしてある方

○加入方法 加入申込書を各家庭にお届けします。区長さんを通じてお申し込みいただくか、直接役場会計室または各総合事務所窓口までお申し込みください。金融機関窓口(県内福井銀行のみ)での掛金納付もできます(金融機関窓口振込の締め切りは、10月末までです)。

○対象となる事故 日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷

○災害見舞金請求方法 総務課防災安全室または各総合事務所に問い合わせの上、請求手続きを行ってください。

○請求に必要な書類

●加入者証 ●交通事故証明書

●医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書または死体検案書)

●死亡の場合は、除籍謄本及び災害見舞金の請求者の戸籍謄本

●その他必要と認める書類

○請求期間 災害を受けた日から2年以内

○災害見舞金 ●死亡 100万円

●傷害 災害の程度により2万から100万円

※交通事故が天災などにより発生したときや飲酒、無免許運転

または重大な過失により発生したときは、見舞金の全部または一部を支払いません。

問合せ 総務課防災安全室 ☎47-18000

問合せ 南越消防組合消防本部予防課

Tel.21-8865

春の火災予防運動 3/20~26

【全国統一防火標語】もういいかい 火を消すまでは まあただよ

これからの時季は、空気が乾燥し、わずかな火種が大きな火災につながります。

火災発生の原因は「つい、うっかり…」がほとんどです。火を使用する際には、決してその場を離れない。離れる場合は、完全に火が消えているかを確認する。火気の周囲に燃えやすいものを置かないなどの普段からの心がけが火災予防に最も大事です。

また春を迎えるにあたり、たき火や山での火入れ、入山者の増加が見込まれます。このことが原因となる火災が多く発生しますので注意してください。

南越消防組合管内 平成26年中に発生した火災概要 ()内は前年比

★火災件数:22件(-5件) ★損害額:1,190万7千円(+749万4千円) ★死者:なし(-1名) ★負傷者:7名(±0名)
★主な出火原因 ・たき火 3件 ・火入れ 2件 ・放火の疑い 2件

『住宅防火 いのちを守る7つのポイント』 - 3つの習慣・4つの対策 -

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

